

## 第49号議案

福岡都市圏南部環境事業組合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、福岡都市圏南部環境事業組合規約を別紙のとおり変更するため、関係市町と協議する。

平成30年6月8日提出

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

那珂川町が那珂川市となること等に伴い、福岡都市圏南部環境事業組合規約の一部を変更するため関係市町と協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、市議会の議決を求めるものである。

## 福岡都市圏南部環境事業組合理約の一部を改正する規約

福岡都市圏南部環境事業組合理約(平成18年地第352号許可)の一部を次のように改正する。

本則中「関係市町」を「関係市」に改める。

第2条中「次の市町」を「次の市」に、「那珂川町」を「那珂川市」に改める。

第4条中「春日市」を「春日市大字下白水104番地5」に改める。

### 附 則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。